

平成26年度

# 城南地区まちづくり協議会

## 通常総会議案書

とき 平成26年5月17日(土)19:00～

ところ コミュニティセンター城南会館 2F

### 総会次第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 来賓あいさつ
- 4 議長選出および書記指名
- 5 議事
  - ・ 1号議案 平成25年度 事業報告(活動実績) -- 3ページ
  - ・ 2号議案 平成25年度 会計報告・監査報告 -- 4～6ページ
  - ・ 3号議案 役員・組織の承認について -- 7～8ページ
  - ・ 4号議案 平成26年度 事業計画(案)について -- 15～19ページ
  - ・ 5号議案 平成26年度 予算(案)について -- 20ページ
- 6 議長解任
- 7 閉会のことば

### 参考:

城南地区まちづくり協議会規約 -- 21～25ページ

篠山市地区のまちづくり推進条例 -- 26ページ

## 「城南地区まちづくり協議会」 総会資料を発表するにあたって

- ・ 願うことから始まる  
5年後10年後の”こうあればいいのに”と漠然と思っているだけでは物事は成し遂げられない。本気で担って真剣に願って初めて持てる力が十分に発揮され、新たな創意工夫も生まれる
- ・ 今日もまた新たな一歩  
日に新たな気持ちで絶えず進歩向上につとめる
- ・ 批判にこそ耳を傾ける

### まちづくり協議会役員の行動規範

- ・ 私たちは、地域住民から成長、発展を望まれる団体となり、社会的良識を持ち行動します
- ・ 私たちは、役員としての自覚を持ち、規律ある行動をします
- ・ 私たちは、定める規則、基本ルールを守り責任ある言動につとめます
- ・ 私たちは、地域の発展と個人の幸福を両立させ豊かで充実した個人の生活の実現に努力します

### 情報の適正管理

- ・ 私たちは、業務上知り得た個人情報を厳正に且つ適正に管理し、正当な業務以外には使用しません
- ・ 私たちは業務上知り得た情報を利用して自らの利益を図ったり部外に情報を漏洩させたりしません

この議案書には、まちづくり協議会の活動において各団体の連携をスムーズにするため、住所や電話番号などの個人情報を掲載しています。この冊子の取扱いには十分に注意し、個人情報は、まちづくり協議会の活動以外には利用しないでください。  
もし、管理が十分できないと思われる方は、冊子を持ち帰らないでください。

### 適正な会計処理と資産管理

- ・ 私たちは、一般に構成妥当と認められる会計の習慣に従って会計の処理を行います
- ・ 私たちは、協議会の資産を効率的に、かつ適正に活用および管理し、不当、不正な目的には使用しません

## 平成25年度 城南地区まちづくり協議会活動実績報告

実施日(曜日)	実施内容および計画内容	実施場所	参加者
4月22日(月)	会計監査	コミセン城南会館	役員・関係者
4月29日(月)	諮問委員会	コミセン城南会館	関係者
5月4日(土)	まち×むら交流(成徳米田植え)	真南条上宮農組合	成徳地区住民
5月18日(土)	城南地区まちづくり協議会定期総会 ・組織改変・活動計画・決算報告、承認	コミセン城南会館	住民、来賓
5月31日(金)	まち協 各部会(各部事業計画、予算検討)	コミセン城南会館	関係者
6月9日(日)	先進地視察「抑草グラス採用現場」(産振部)	広島県三原市	関係者
6月27日(木)	先進地視察 抑草グラス(実演視察)	市内今田町	関係者
7月7日(日)	まち×むら交流(成徳米生育状況観察・赤ジャガ掘り)	真南条上圃場	成徳地区住民
7月14日(日)	グラウンドゴルフ大会(体育部) 途中降雨中止	小学校運動場	地区住民希望者
7月16日(火)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
8月3日(土)	囲碁ボール大会(体育部)	小学校体育館	地区住民希望者
8月16日(金)	まち×むら交流(成徳米・黒豆生育状況観察 ～デカンショ祭り)	真南条上圃場～コミ セン～三の丸広場	関係者 成徳地区住民
8月20日(火)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
9月14日(土)	まち×むら交流(成徳米収穫祭・サツマイモ掘り)	真南条上宮農組合～ 岩崎公民館～同圃場	成徳地区住民
9月16日(月)	敬老の日(敬老会)	各集落公民館	関係者
9月17日(火)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
9月22日(日)	体育大会、リサイクルバザー開催	小学校運動場、コミセ ン城南会館	地区住民
10月15日(火)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
10月19日(土)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
11月16日(土)	サークル活動発表会・農産物品評会 (文化部・産業振興農業部)	小学校体育館	地区住民
11月19日(火)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
12月17日(火)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
12月25日(水)	ふるさと塾開催「しめ縄作り、民話紙芝居」 (ふれあい教育部)	コミセン城南会館	児童、関係者
1月18日(土)	城南地区まちづくり懇談会	コミセン城南会館	地区住民希望者
1月21日(火)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
2月20日(木)	26年度事業計画検討会	コミセン城南会館	関係者
1月～3月	危険個所表示板「保守、点検、製作」(生活環境部)	山北各集落	関係者

平成25年度城南地区まちづくり協議会  
経費歳入歳出決算書

1. 歳入 (平成25年4月1日～平成26年3月31日) 単位：円

科 目	決 算 額	摘 要
繰越金	795,825	まち協
補助金等		
	150,000	市) まちづくり計画策定補助金
	409,136	国) 食と地域の交流促進対策交付金
	629,100	市) 地域づくり運営交付金
	528,000	市) 地域づくり活動交付金
	100,000	市) 体育振興費
	50,000	県) ひょうごっ子ふるさと塾事業補助金
自主財源	342,800	まち協会費
その他		
	15,000	マルシェ参加料
	81,100	成徳食事代
	73,350	バザー売上
	2,800	農産物販売
	6,500	視察受入資料代
	1,500	DVDコピー代
	1,000,000	児童クラブ立替金返金
	537,000	立替金返金(クラブハウステラス工事費)
	92	預金利息
歳入合計	4,722,203	

2. 歳出 単位：円

科 目	決 算 額	摘 要
事務費	213,848	コピー180,066、事務用品210、既存PC33,572
通信費	90,356	eo光83,956、切手代6,400
会議費	11,708	監査4,608、研修会7,100
備品消耗品費	85,770	会計用PC一式
事業経費		
生活環境部	242,400	“あぶない”表示板製作
文化部	67,540	文化祭、バザー、まちづくり懇談会
体育部	153,929	体育祭、囲碁ボール大会
ふれあい教育部	55,040	児童クラブふれあい活動
産業振興農業部	709,889	先進地視察、まちむら交流事業、マルシェ、他
総務部	570,834	地区マップ作成、広報誌発行、敬老会補助、他
開発部	0	
スポーツクラブ21城南	0	
立替金		
児童クラブ	1,200,000	
クラブハウステラス工事費	537,000	
役務費	130,000	
小計	4,068,314	
繰越金	653,889	平成26年度へ
歳出合計	4,722,203	
歳入決算額	4,722,203	円
歳出決算額	4,068,314	円
歳入歳出差引額	653,889	円 (平成26年度へ繰越)

	事業経費内訳		
	産業振興農業部		
		先進地視察	172,215
		まちむら交流	212,505
		マルシェ	286,305
		食の未来塾会費	12,000
		農産物品評会	26,864
		合計	709,889
	総務部		
		活動基金清算	2,639
		地区マップ製作	346,500
		敬老会補助	60,000
		広報誌発行	90,930
		少年野球支援	20,000
		パソコン教室	32,000
		草津市山田学区視察	4,765
		コミセン使用料	14,000
		合計	570,834
	食と地域の交流促進対策交付金		
		まちむら交流	212,505
		マルシェ	286,305
		合計	498,810
		(交付金)	(409,136)
		(自己資金)	(89,674)

# 監査報告書

「城南地区まちづくり協議会」

会長 松尾与史彦様


私たちは、平成 25 年度における「城南地区まちづくり協議会」の事業及び会計の監査を行ったので、その結果を次の通り報告いたします。

1. 「城南地区まちづくり協議会」の会計について帳簿、預金通帳及び証拠書類を監査したところ適正かつ正確に処理されていることを認めます。

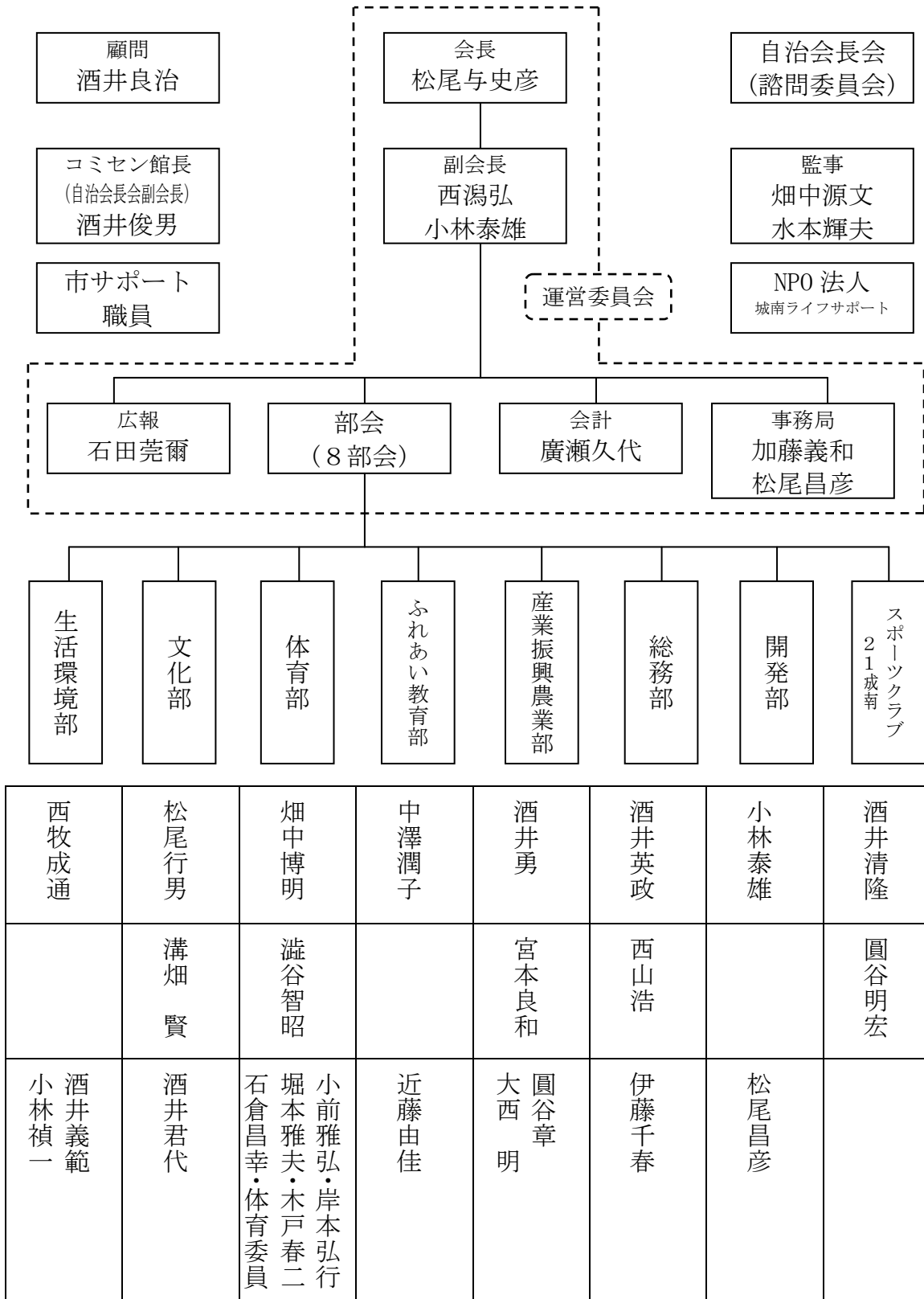
2. 各種事業執行について決済書類等を閲覧するなど事業執行の妥当性を検討したところ、事務報告の内容は法令及び定款に従い、団体の状況を正しく示しているものと認めます。

平成 26 年 4 月 28 日

監査 水本輝夫 

監査 畑中源文 

## 城南地区まちづくり協議会 組織及び役員(案)



城南地区まちづくり協議会役員

役 職	氏名	住所	電話番号
会長	松尾与史彦		
副会長	西潟 弘		
副会長	小林泰雄		
総務部長	酒井英政		
同副部長	西山 浩		
生活環境部長	西牧成通		
同副部長			
ふれあい 教育部長	中澤潤子		
同副部長			
体育部長	畑中博明		
同副部長	澁谷智昭		
文化部長	松尾行男		
同副部長			
産業振興 農業部長	酒井勇		
同副部長	宮本良和		
開発部長	小林泰雄		
事務局長	松尾昌彦		
監事	畑中源文		
監事	水本輝夫		
会計	廣瀬久代		
顧問	酒井良治		
事務局主事	加藤義和		
事務局副主事	安原喜早代		



城南地区まちづくり協議会運営協力団体

自治会長会

自治会名	自治会長	住所	電話番号	役割分担
北	澁谷智昭			まち協体育副部長、丹南体育振興会常任委員、コミセン監事
ひまわり	田中千恵			同教総会代議員、城南保健衛生委員
野中	西潟 弘			自治会長会会長、まち協副会長、ささやま桜協会
リバーサイド野中	伊坂修			ささやま桜協会
谷山	田中直由			丹南体育振興会常任委員
岩崎	酒井俊男			自治会長会副会長、同会計コミセン城南会館館長
宇土	溝畑 賢			コミセン城南会館副館長 まち協文化部副部長
小枕	畑中博明			まち協体育部部长、青少年健全育成委員、コミセン監事
真南条上	渡瀬栄治			青少年健全育成委員
真南条中	宮本良和			まち協産業振興農業部副部長 自治会長会監事
真南条下	松尾行男			まち協文化部部長
栗栖野	酒井英政			まち協総務部部长、自治会長会監事
事務局	加藤義和			主事、コミセン主事 NPO 事務局
事務局	安原喜早代			副主事 コミセン管理主事
事務局	コミセン城南会館	〒669-2461 小枕 130	電 話 506-0955 ファックス 506-0955 公衆電話 594-0960	

まちづくり協議会委員

自治会名	氏 名	電話番号	郵便番号	住 所
北	堀本雅夫			
ひまわり	石倉昌幸			
野中	岸本弘行			
リバーサイド野中	大西明			
谷山	西牧成通			
岩崎	松崎典男			
宇土	小前雅弘			
小枕	木戸春二			
真南条上	小林禎一			

まちづくり協議会委員 前ページのつづき

自治会名	氏名	電話番号	郵便番号	住所
真南条中	堀井常義			
真南条下	松尾昌彦			
栗栖野	酒井義範			

体育委員

自治会名	氏名	電話番号	郵便番号	住所
北	酒井裕行			
ひまわり	山下耕司			
野中	国松太志			
リバーサイド野中	森本孝史			
谷山	小林謙一			
岩崎	酒井直樹			
宇土	小前久幸			
小枕	中西孝司			
真南条上	小林充			
真南条中	宮本義人			
真南条下	小林次郎			
真南条下	宮本絵美			
栗栖野	酒井亨			

人権のまちづくり推進員

自治会名	氏名	電話番号	郵便番号	住所
北	藤本武則			
ひまわり	木曾雅幸			
野中	足立忠義			
リバーサイド野中	黒田豊子			
谷山	西牧成通			
岩崎	松崎典男			
宇土	溝畑久男			
小枕	前川忠士			
真南条上	小林明美			
真南条中	岸本政勝			
真南条下	圓谷利行			
栗栖野	酒井優			

民生委員児童委員

担当地区名	氏名	電話番号	郵便番号	住所
北・ひまわり・リバーサイド野中	塚西克之			
野中・谷山	廣瀬芳孝			
岩崎・宇土	小前千鈴			
小枕	西山治郎			
真南条上・中	堀井紀子			
真南条下・栗栖野	松尾純子			

民生委員児童委員協力委員

自治会名	氏名	電話番号	郵便番号	住所
北	藤本邦子			
ひまわり	栄村光明			
野中	杉本ムツ子			
リバーサイド野中	戸出直樹			
谷山	室垣多江			
岩崎	酒井道子			
宇土	小前久雄			
小枕	小村恵子			
真南条上	小林郁子			
真南条中	広瀬はるみ			
真南条下	松尾純子			
栗栖野	酒井眞美			

福祉委員

自治会名	氏名	電話番号	郵便番号	住所
北	澁谷由美子			
ひまわり	古林健治			
野中	西潟弘			
リバーサイド野中	宮崎弘利			
谷山	酒井純子			
岩崎	酒井美智代			
宇土	小前久雄			
小枕	安原喜早代			
真南条上	小林和子			
真南条中	中西多恵子			
真南条下	松尾美喜子			
栗栖野	酒井喜美代			

防犯委員

自治会名	氏名	電話番号	郵便番号	住所
北	藤本康博			
ひまわり	川邊茂浩			
野中	西潟弘			
リバーサイド野中	本多勝三			
谷山	西牧敏男			
岩崎	山鳥有史			
宇土	小前晋			
小枕	西山芳彦			
真南条上	渡瀬榮治			
真南条中	宮本良和			
真南条下	松尾行男			
栗栖野	酒井亨			

愛育班

自治会名(役職)	氏名	電話番号	郵便番号	住所
北	川口明子			
ひまわり	菟原理恵			
野中	大川古都美			
リバーサイド野中	伊坂静香			
谷山	小林悦子			
岩崎	酒井陽子			
宇土(班長)	溝畑稔子			
宇土	小前妙子			
小枕(副班長)	南久美			
真南条上	中西直子			
真南条中	本荘恵美子			
真南条下	小稲米子			
真南条下	小林加代			
栗栖野(副班長・会計)	酒井恵子			

更生保護女性会

	氏名	郵便番号	住所
代表	加久田照子		
副代表	森下眞知子		
	藤本邦子		
	小前千鈴		
	佐圓久美子		
	近藤智津子		
	杉谷丈子		
	西山美和子		
	松尾純子		
	中西多恵子		
	堀井紀子		

松寿会

自治会名	氏名	電話番号	郵便番号	住所
第一松寿会 (北・野中・ひまわり・リ バーサイド野中)	大西岩雄			
第二松寿会 (岩崎・宇土)	小前清彦			
第三松寿会 (小 枕)	西山浩			
第四松寿会 (真南条上)	小林精一			
第五松寿会 (真南条下)	圓谷守			
第六松寿会 (真南条中)	岸本捷之進			
第七松寿会 (谷 山)	西牧邦雄			
第八松寿会 (栗栖野)	酒井斉祥			

学校関係

所属	氏名	電話番号	郵便番号	住所
城南幼小学校長	西田正志			
城南幼小学校教頭	吉竹茂晴			
城南小学校PTA	中澤潤子			
中学校PTA	南 利香			

各種団体代表

団体名	氏名	電話番号	郵便番号	住所
サークル代表	小林謙一			
文化団体代表	酒井君代			
城南子ども会	伊藤千春			
城南子ども会	近藤由佳			
地域リーダー	大山一郎			

篠山市まちづくり支援員

担当	氏名	担当	氏名
地域リーダー	長澤光一	まちづくり支援員	野々村康
住民学習支援員リーダー	酒井一弘	まちづくり支援員	酒井正幸
自治会連絡員リーダー	西牧成通	まちづくり支援員	麻田英史
まちづくり支援員リーダー	野々村康	まちづくり支援員	大西里美
		まちづくり支援員	小川浩一
		まちづくり支援員	畑中千尋

## 平成26年度 事業計画(案)

### 1. 地域活動に関する環境変化

県民交流広場事業を機に市内19地区が順次、まちづくり協議会(以下、まち協という)を立ち上げ、平成24年度全ての地区がまち協を発足した。「篠山市地区のまちづくり推進条例」(本議案書26ページ)も同時に施行された。昨年より、まちづくりの交付金も県民交流広場事業並に増額され、市のバックアップ体制も整えられた。

#### (1) 行政の施策

参画と協働を基本とした、みんなで育てるまちづくりのルールが「篠山市自治基本条例」として平成18年制定され、従来の平等支援から、熱意ある地域を重点に支援する傾向にある。

(あらゆる交付金は、蛇口を開けに行き、開けなかったら出ない)

#### (2) 活動組織の広域化

地域活動の効率化、費用効果から、集落単位から旧村単位の集落が連合し広域化した組織であるまち協に対して支援している。

### 2. まち協活動について

#### (1) まちづくりの反省点

##### ① 地元の良さの発信が出来ていない

城南は篠山市街の中心から近く地理的に恵まれて、南の玄関であるにも拘らず、城南として関心を持って貰えるような情報を内外にまだまだ発信出来ていない。

(ふる里マップの次のステップとして、お宝を多くの方々に知って貰おう)

##### ② 地区で連携した農産物の生産や販売の取り組みが出来ていない

行政による育成により知名度も上がりつつあるが、地区として、課題が多く、生産～販売の工夫が必要である。

(販路拡大のアンテナを張り、グループ活動の機会を作れないか)

#### (2) まち協の課題と対応

##### ① 活動に見合った拠点や設備の整備

城南地区まち協では、平成20年度から、5年間の県民交流広場事業に取組み、活動拠点づくりをしながら、活動を行って来たが、今後の活動に見合った拠点や設備の整備が望まれる。

##### ② 持続性・実効性のある組織の有り方

組織の有り方について、他地区の反省点を踏まえ、22年度から組織体制について試行的に検討し、問題点の摘出、規約等の見直しを行い現在に至っている。

(組織の有り方を永続的に考えよう)

#### (3) 自治会長会の役割

自治会長会は、行政との重要なパイプとして単位集落の自治活動に責めを負うと共に、まち協からの新たな取組みへの相談や方向を示す重要な諮問機関としての役割を担う。

#### (4) NPO 法人の奨励

NPO 法人は、公明で継続性のあるコミュニティビジネスにつながり、参画者による思い切った活動が出来、地域の活性化に大いに寄与する。「NPO法人城南ライフサポート」に続く、新たなNPO法人を奨励して行く。

(この指とまれ。やる気のある者で知恵を出そう)

### 3. 26年度の主要取組み

城南地区はまちづくり活動を評価され、「移住・交流による地域活性化事業(宝くじの収益金による支援)」県・市の推薦を受け、26年度、200万円の事業に申請し採択された。

支援事業の助成金を活かし、子育て支援、農業振興、お年寄りの居場所づくりの3本柱を基本に、従来からの行事の盛り上げを図るとともに、新たな取り組みも行う。

#### (1) お年寄りが生き生きと、若者が住んでくれる地域づくり

- ①若者が城南を好きになり、子どもの元気な声が聞こえ、都会から移住してもらえる安全、安心な地域づくりを目指し、3世代の交流を深める。
- ②農事法人の営農組合を有する恵まれた地域である。営農組合の長年の経験から学び、営農組織化のための相互研鑽を深め、農業振興を図る。

#### (2) 神戸市灘区成徳地区とのまちむら交流

成徳とは、協定に基づき、成徳米づくり、デカンショまつりの受入、野菜市アンテナショップ(以下、ふれあいマルシェ)への出品により交流を深め5年目を迎える。

今年度は、成徳交流5周年と冠して、採択された支援事業の助成金を活かし、売り方の改善、農産物の加工品の試行・販売と併せて、まちとむらの良さの再発見につながる継続した事業として取り組む。

#### (3) 元町マルシェ(仮称 ひょうごの元気ムラ)への参画

県が提唱し、6月から元町にアンテナショップを委託・提供することになり、篠山市の各地区に農産物や加工品の出荷を募集している。集荷場所へ出荷すると、元町マルシェ側が引き取り販売してくれる。

採択された「移住・交流による地域活性化事業」の助成金を活かし、今後、参画者を募り事業化を進める。

#### (4) 児童クラブの運営

県民交流広場事業の主要取り組みとして、県下で2番目の民設民営の児童クラブを設立し、課題を解決しながら、大過なく5年目を迎えた。

指導員としての参画や地区の方々による改善点など提起して頂きたい。

### 4. 部別事業(活動)計画

#### **大文字・太字ゴシックは、26年度推進事項**

尚、小文字は、各部で従来から実施していること、および中長期的に実施しようとしている事項を示す。

#### **【総務部】**

- ①「まち協」の中核として各部の活動の補助とアドバイスを行う
- ② 実施される活動の資料作成と記録、報告作業を行う



- ③ 広報活動「会誌・城南の風」の定期的な発行と配布  
**集落のまちづくり協議会委員や若い方、女性の参画を求め、最近のネットワークサービスを活用し興味を引く記事を編集する。**
- ④ ホームページ(城南の風)の編集と更新作業  
**③に同じ**
- ⑤ ホームページ(城南の風)へアクセス、5年で79万回以上の実績を活かし、地元の各種店舗のコマーシャル等を試行し、活動費捻出の検討を行う
- ⑥ 「城南ふる里マップ」の各戸配布、コミセンの大看板の**次のステップとして、継続事業として、各集落の活動拠点やお宝そのものに看板を設置し内外に情報を発信する**
- ⑦ **都市との交流事業(成徳地区、元町との交流の事務局)**
  - ・ 子ども同士の交流 → 少年野球、ドッジボール、バレーボール
  - ・ サークル活動の交流 → お互いの発表会に出演する
  - ・ 里山歩き(城南マップをもとに城南地区のお宝発見ハイキング)
  - ・ 成徳との交流協定書に基づき、まち協レベルで出来る災害時における相互援助に関する活動の検討
- ⑧ 新規事業、部活動に活かせる資金の捻出
- ⑨ 「部」相互の連携と協調を図る

#### 【生活環境部】

- ① 篠山市福祉部の推進する「ささやま安全・安心ネット」への登録援助  
(自治会長・民生委員児童委員(以下、民生委員という)・民生委員児童委員協力員・福祉委員との協力)
- ② **子どもを対象とした「”あぶない”・危険箇所表示板」のメンテナンス  
平成25年度に引き続き、ため池、野井戸を対象に実施**
- ③ **防犯カメラの設置**  
**新設トイレ等、防犯カメラ設置による犯罪抑制効果が大きく、学校内での設置、画像の確認における個人情報の管理等、課題を解決し設置を検討する。**
- ④ お年寄りを対象として→ 悪質リホーム・金融詐欺・しつこい投資勧誘の見張り  
(民生委員・福祉委員との連携)と相談・自宅周辺での交通事故防止・免許証返納制度の説明
- ⑤ 一人暮らしの老人を対象として → 一定の距離を置いての見守り、有事に  
(自治会長・民生委員・福祉委員との連携)備えて連絡先を各自治会で把握
- ⑥ 防災マップ(緊急時避難場所・安否確認のシステム)の活用
- ⑦ 環境保全のための活動 → 景観保持のための作業(河川・山林・歴史的建造物・桜)と防犯活動(地区内巡回・防犯灯点検・危険箇所の改善を継続する)

#### 【ふれあい・教育部】(自治会長・民生委員・福祉委員との連携による)

- ① **いきいきサロン事業**  
**集落で取り組みの所もあるが、送迎の課題を解決しながら将来に向けてコミセンでの実施を検討する。**  
殆どの集落で開催している敬老会や小集落活性化事業(福祉協議会補助事業)の機会を利用して高齢者の閉じこもりがちな生活習慣を改善する
- ② **通学合宿、もらい風呂**  
平成18年度より始め伝統行事となっている。PTAの要請のもと、自治会、愛育班、更生保護女性会、老人クラブ(松寿会)等の積極的な協力のもと、地域住民のふれあいの場として行く

### ③ 地域の語り部による小学校での授業

普段から6名程の語り部をお願いし、学校から要請があれば対応できる態勢を作る。

24年度、140周年記念式典で学校の先輩の6名の語り部さんに授業をしてもらった。語り部さんによる授業を通して城南のことを知り、城南が好きな城南っ子を地域ぐるみで育てる。

- ④ 城南地区に昔から継承された季節ごとの行事、催事(遊び、おもちゃ、祭り)や語り継がれた昔話、民話を後世につなぐため、紙芝居や映像の録画保存する
- ⑤ 放課後教室、城南児童クラブの運営に協力する
- ⑥ 地域で実施の「人権教室」「住民学習会」に住民の参加を啓蒙する
- ⑦ 活動拠点(コミセン)と城南幼、小学校の地理的な利便性を活かし相互活用を図る

### 【体育部】

#### ① 城南地区体育大会・グラウンドゴルフ大会・囲碁ボール大会

今年度は、子どもの参加を呼びかける

- ② スポーツを通じて人間関係を深め、住民の健康増進と体力増強につとめる  
最近、健康に関する関心はますます高まり、食生活の改善、運動不足解消について取り組む人を応援する。

篠山市、新春駅伝大会への継続的な支援を行う

- ③ スポーツクラブ21城南や松寿会を主メンバーとした「ふれあいグラウンドゴルフ」などの各種スポーツの活動を支援する

### 【文化部】

#### ① リサイクルバザー

今年度は、広報誌等、広く案内し沢山の出品をお願いする

住民の厚意によるリサイクル商品を提供して頂き、体育祭、文化部発表会開催時に販売する

#### ② サークル活動発表会

各種サークル・同好会の発表の場として、地区の子どもや学生、外部の団体の参加をお願いし、盛り上げを図る

- ③ 囲碁、将棋同好会の支援
- ④ 先人達により継承された地区内の郷土芸能、祭りの継承と後継者の養成
- ⑤ 語り継がれた民話、城南地区で歌われ続けられた「城南音頭」を大切にす

### 【産業振興農業部】

- ① 集落営農組織づくりの支援推進事業(自治会長、農会長との協働)

#### ② 先進地視察

今年度は、実効性のあるテーマを検討し、選定する

#### ③ 農産物品評会

農業振興の一助として文化部との共催で「農産物品評会」を実施、出品者の厚意により出品産物を即売している。計画段階から自治会長により農会長への出品要請や、賞品等検討し、盛り上げを図る

#### ④ 神戸市灘区、成徳ふれあいまちづくり協議会とのまち×むら交流

(開発部他、関連部、関連団体との連携による)

\* 成徳米づくり

真南条上営農組合にて減農薬米づくり

(田植え・草取り・生き物観察会・稲刈り作業)

\* 将来の販路開拓のための生鮮野菜、特産物の販売

ふれあいマルシェを一昨年から頻度を増やし、今年も成徳の協力のもと、参加集落を増やし、7月から翌1月、第3火曜日、灘区南八幡会館でのアンテナショップを開催する。生鮮野菜他、食品加工試行、販売方法を工夫し、拡販に繋げたい

\* デカンショ祭り見学体験会

⑤ 元町マルシェ「ひょうごの元気村」(仮称)への出品

週6日営業予定。篠山市の他の地区と共に集荷の負担は少ないが事務作業等、課題も多い。徐々に出品を増やし、地区上げての事業に育てて行く。

⑥ 農産物、特産物加工商品化の検討

汎用性のある真空パック機導入と併せ、開発部と連携しながら、市が奨励している「丹波篠山 食の未来塾」等の勉強会に参画し、個人、集落単位、同好会で推進している農産物、特産物加工商品を安全、安心に商品化するための施策を講じる

⑦ 開発部と連携しながら綿等の新たな農産物の栽培を行う。また、それに向けた勉強会を開催する

【スポーツクラブ21城南】

地区住民のふれあいの場づくりをスポーツと文化活動をとおして進め、約150名の会員を有している。

現在、グラウンドゴルフ(雨天:囲碁ボール)、健康体操、すずめの学級(童謡・唱歌唄う会)少年野球、城南バレーボール、親子混成ファミリーバトミントン、インドアジュニアホッケーを開催している。定期開催のふれあいグラウンドゴルフ等、関連部、関連団体と連携し地区内相互の親睦を図る。今年度は、大人を対象としたフットサルの新設。種目、会員数の増加を図る。

【開発部】

① アンテナショップ等による農産物の販売方の改善、企画

産業振興農業部との連携による、成徳地区および、新規の元町での農産物の販売。ネットショップの立上げと試行販売

② 特産物の商品化の検討

従来の先進地視察と併せ、農産物、特産物の商品化のため包装技術、衛生管理について講習会を開催する。

③ 人材の発掘と育成

(やる気のある人・ノウハウを持った定年退職者・地区内でキラッと光っている人)

平成26年度城南地区まちづくり協議会  
経費歳入歳出予算書(案)

1. 歳入 単位: 円

科 目	予 算 額	摘 要
繰越金	653,889	平成25年度繰越金
補助金等		
	630,200	市) 地域づくり運営交付金
	529,500	市) 地域づくり活動交付金
	100,000	市) 体育振興費
	360,000	事務員費
	2,000,000	国) 移住交流による地域活性化支援事業助成金
自主財源	300,000	まち協会費
立替金	1,200,000	児童クラブから返却
利息	90	
歳入合計	5,773,679	

2. 歳出 単位: 円

科 目	予 算 額	摘 要
事務費	200,000	コピー代、事務用品
通信費	90,000	切手代、光通信費
会議費	50,000	研修会費、お茶代
役務費	490,000	役務費
事業費		
生活環境部	250,000	地域活動費、危険個所表示板
文化部	80,000	文化祭
体育部	170,000	体育祭、囲碁ボール、グラウンドゴルフ
ふれあい教育部	250,000	ふれあい活動
産業振興農業部	2,350,000	
		成徳交流 920,000
		マルシェ 650,000
		農業活性化事業 450,000
		先進地研究会 300,000
		農産品評会 30,000
総務部	580,000	広報誌発行、敬老会補助
開発部	300,000	都市アンテナショップ
スポーツクラブ21城南	50,000	
予備費	913,679	
歳出合計	5,773,679	

# 城南地区まちづくり協議会規約

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本会は地域課題の解決に向け、地域の特色、個性を大切にしながら、地域住民の創意工夫と責任のもと、以下に掲げるような共同活動を行うことにより、地域力を高め住みよい城南地区を形成していくことを目的とする。

- (1) 人権のまちづくりの推進
- (2) 地域の健康・福祉の推進
- (3) 地域防災・地域防犯活動の推進
- (4) 地域環境の保全
- (5) 教育・文化・スポーツ活動
- (6) 地域の芸能文化の継承と振興
- (7) 地域で発生した課題の解決
- (8) 域資源の発掘・活用
- (9) 地域内および外部とのコミュニティ活動の推進(都市と農村との交流)
- (10) 学校と連携を深め、子どもの育成への地域ぐるみの支援
- (11) 農業の振興と特産品の創造、商品化によるコミュニティビジネスの展開

(名称)

第2 本会を城南地区まちづくり協議会(以下「協議会」という)と称し、まち協と呼称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次の通り置く。  
篠山市小枕130番地(コミュニティセンター城南会館内)

(区域)

第4条 協議会の活動範囲区域は城南地区内とする。

## 第2章 組織

(会員)

第5条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 城南地区に居住する住民
- (2) 城南地区住民で活動する自治会、団体
- (3) 城南地区に住所地を置く事業所
- (4) その他会長が必要と認める者

(入会)

第6条 前条に規定する者が入会意志を示した場合には、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 部長
- (4) 副部長

- (5) 事務局長
- (6) 監事
- (7) 会計
- (8) 広報
- (9) 事務局主事
- (10) 事務局副主事
- (11) 顧問
- (12) 市役所サポート職員

- 2 会長、副会長、会計及び監事は総会において選出する。
- 3 事務局主事及び事務局副主事は会長が任命する。
- 4 部長は各部において選出する。
- 5 顧問は総会の同意を得て会長が任命する。

(役員の職務)

第8条 協議会の役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、自治会長会等の各種団体から構成された協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- (3) 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- (4) 会計は、協議会の活動の財務を司ると共に会計事務を処理する。
- (5) 事務局長、事務局主事は、協議会事務を総括する。
- (6) 顧問は経験と知識をもって助言する。

(役員の任期)

第9条 前条の役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### 第3章 会議

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、運営委員会、部会及び諮問委員会(以下「会議」という)とする。

- 2 その他、会議についての詳細は別に定める。

(会議の開催及び運営)

第11条 会議は過半数以上の構成員が出席しなければ開催できない。

- 2 会議は原則公開とする。
- 3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長または部会長の決すところによる。

(総会)

第12条 総会は、役員、諮問委員会委員、まちづくり協議会委員及び協力団体代表委員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は会長が招集する。

4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

5 総会は次の事項を決定する。

(1)会長、副会長、会計、監事の選出及び事務局長の任命 同意

(2)協議会の事業計画、予算、決算に関すること

(3)その他、重要事項に関すること

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、会長、副会長、会計、広報及び事務局により構成する。

2 運営委員会は、主要な事業計画、規約の改正を検討し、諮問委員会に相談する。

3 運営委員会は、事業実施に於ける問題点の解決について審議決定し、主要問題点は、諮問委員会に相談する。

4 運営委員会は、会長が招集する。

5 会長は、運営委員会の議長となる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第14条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、協議会に次の部を置く。

(1)生活環境部

(2)文化部

(3)体育部

(4)ふれあい教育部

(5)産業振興農業部

(6)総務部

(7)開発部

(8)スポーツクラブ21城南

2 部員は、運営委員会の同意を得て、会長、部長、副部長が会員の中から選任する。

3 部には、部長、副部長及びリーダーを置く。

4 部長及び副部長は、部委員の中から選出する。

5 部長は、部を代表し部を総括する。

6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。

7 部長は、必要があると認めるときは、部員以外の者を出席させ、意見を求める事ができる。

(部間の調整)

第15条 部間の調整は運営委員が当たることとする。ただし、部相互の協議により協議する場合はこの限りではない。

(諮問委員会)

第15条の2

1 諮問委員は、各集落から選出された自治会長によって構成する。

2 協議会の運営について、運営委員会より相談された主要な事業計画、規約の改正の検討及び、事業実施に於ける主要問題点の解決について助言する。

## 第4章 財務

(会計)

第16条 協議会の運営等に要する経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充る。

2 協議会は下記の会計を有する。

(1)まち協活動

事業をより効果的に進めるため自主財源として単位自治会より納付される活動費

(2)篠山市まちづくり協議会運営資金

(3)その他各種補助金

### 3 費用弁償

協議会の円滑な運営を図るため別紙「支給規則」に基づき費用弁償をする。

### 4 会計間の資金の移動

会計間、科目間の資金移動を認める。

### 5 協議会の会計年度

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第17条 前条第2項第1号の規定により徴収する会費は一世帯あたり年額400円とする。

## 第5章 その他

(規約の変更)

第18条 この規約を改正しようとするときは、総会において出席者の過半数の同意を得なければならない。

(解散)

第19条 協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(規則等への委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り別に定める。

## 附則

本規約は、平成19年7月1日から施行する。

本規約は、平成20年7月5日一部改正する。

本規約は、平成21年7月18日一部改正する。

本規約は、平成22年5月15日一部改正する。

本規約は、平成23年5月14日一部改正する。

本規約は、平成25年5月18日一部改正する。



(城南地区まちづくり協議会規約 別紙)

## 協議会規約第 16 条第 3 項の規定に基づく費用弁償支給規則

### 1. 関係機関等への出役に伴う日当等

#### (1) 対象範囲

まちづくり協議会活動の説明、申請、報告、研修等、各種業務のための関係機関等への出役で、まちづくり協議会会長がその出役を認めたもの。

#### (2) 支給額

- ① 市役所周辺 500円/回  
(2時間以上を目安とする)
- ② 丹波の森公苑以遠 1500円/回  
(4時間以上を目安とし、交通費は実費を支給する)
- ③ 特定の交付金について当該事業での日当等については交付元で承認される額に従うことができる。

### 2. 事務局及び会計業務等の報酬

役職	金額
事務局長	50,000 円/年
事務局主事	50,000 円/年
会計	30,000 円/年
パソコン教室講師	時給 800 円～ 1,000 円

#### 附則

本規則は、平成20年4月1日から施行する。

本規則は、平成21年7月18日一部改正する。

本規則は、平成24年4月1日一部改正する。

本規則は、平成25年5月18日一部改正する。

## ○篠山市地区のまちづくり推進条例

平成 24 年 6 月 28 日  
条例第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市内各地区のまちづくりについて、市、市民及びまちづくり協議会の役割を明らかにするとともに、市の支援策等に関し必要な事項を定めることにより、明るく住みよい地区のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区 生活基盤及び歴史・文化を共有し、地域の個性及び特性を發揮できる区域であつて、規則で定めるものをいう。
- (2) まちづくり 地区に居住する住民の合意に基づき、住みよさ及び地域力の維持と向上を目的として行う自主的な活動をいう。
- (3) まちづくり協議会 地区のまちづくりを総合的かつ主体的に行う団体で、当該地区の住民及び地区の地縁に基づいて形成された団体等で構成され、自律的な運営が行われるコミュニティ組織をいう。
- (4) まちづくり計画 地区の将来像及びそれを達成するための事業計画をいう。
- (5) 地区自治会長会 各地区に属する集落を代表する自治会長によって構成される地区の組織をいう。

(基本理念)

第 3 条 地区のまちづくりは、篠山市自治基本条例(平成 18 年篠山市条例第 32 号)第 3 条及び第 20 条の規定に基づき、地区の自主性を尊重し、地区及び市が相互の役割を理解しながら協働して行われるものとする。

(市の役割)

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、地区のまちづくりを推進するために、必要な施策を講じなければならない。

(市民の役割)

第 5 条 市民は、基本理念に基づき、地区への関心を高めるとともに、地区のまちづくりの推進に参画するものとする。

(まちづくり協議会の役割)

第 6 条 まちづくり協議会は、地区住民の合意により、住みよい安心安全の地域づくり、福祉の向上並びにコミュニティの増進及び活性化の取組等、地区のまちづくりの推進に努めるものとする。

(まちづくり協議会及び地区自治会長会)

第 7 条 まちづくり協議会は、地区自治会長会と一体となり、又は相互に協力し、地区のまちづくりの推進に努めるものとする。

(まちづくり計画の策定)

第 8 条 まちづくり協議会は、地区のまちづくりを継続的かつ計画的に実施するため、まちづくり計画を策定することができる。

(まちづくり計画の尊重)

第 9 条 市は、まちづくり協議会が策定するまちづくり計画を尊重するものとする。

(まちづくり協議会への支援)

第 10 条 市は、まちづくり計画の策定及び当該計画に基づくまちづくり活動が進捗するよう、まちづくり協議会に対して技術的支援及びその他の処置を講ずるとともに、予算の範囲内において、財政支援をすることができる。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。